

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### みなし解散と貸倒れ

Q：改正商法により、平成8年6月1日以降「みなし解散」になった得意先に対する売掛金について、貸倒処理をしてもよいでしょうか。

A：みなし解散の広告や登記だけを理由に、その売掛金について貸倒れとして損金の額に算入することはできません。

#### 【解説】

通常、法人が自己の有する貸金等について貸倒の処理をする場合、法人税基本通達の要件に適合するかどうかでその可否を判断するのですが、ご質問のケースについて、税務当局より特例的な措置は発表されていませんので、個別の債権の状況に応じて、その可否を判断すべきものと考えられます。

法人の有する貸金等について税務上貸倒損失が認められる場合が、法人税基本通達に以下の3つに分けて定められています。

- (1)会社更正法の規定による更生計画の認可の決定、和議法の規定による和議の決定等があった場合に、貸金等の全部又は一部の切捨てがあったとき等
- (2)債務者の資産状況、支払能力等からみて貸金等の全額の回収不能が明らかになった場合で、貸倒損失として損金経理をしたとき
- (3)継続的な取引を行っていた債務者に対する売掛金等で債務者との取引を停止した時以後1年を経過した場合等で、売掛金等から備忘価額を控除した残額を貸倒損失として損金経理をしたとき

